

令和 年 月 日

保護者 様

学校法人 吉井幼稚園
園 長 袋野 栄三郎

お 知 ら せ

(組 さん)

本人(家族)が伝染病疾患[]とのことですから、
当分の間、登園をみあわせてください。いつから登園してよいか、担当医の指示
に従ってください。

参考 登園してはいけない主な病気
(学校保健安全法施行規則第19条より)

病 名	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼 児にあっては、3日)を経過するまで。
新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼 児にあっては、3日)を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん(三日はしか)	発しんが消えるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで。
咽喉結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
流行性角結膜炎(はやり目)	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
溶連菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
マイコプラズマ肺炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※ 治ってはじめて登園する時は、必ず登園前に主治医の診察を受け、下の
証明欄にサインをいただいて提出してください。

令和 年 月 日より登園しても支障なしと認めます。

令和 年 月 日

医師名